

## 第2章 災害応急対策活動

### 第1節 防災気象情報等伝達計画

第1項	防災気象情報等の種類・基準	<input type="checkbox"/> 総括班
第2項	防災気象情報等の伝達系統	<input type="checkbox"/> 総括班
第3項	洪水、津波、高潮に関する予警報・水防警報	<input type="checkbox"/> 総括班
第4項	土砂災害に関する警戒情報	<input type="checkbox"/> 総括班

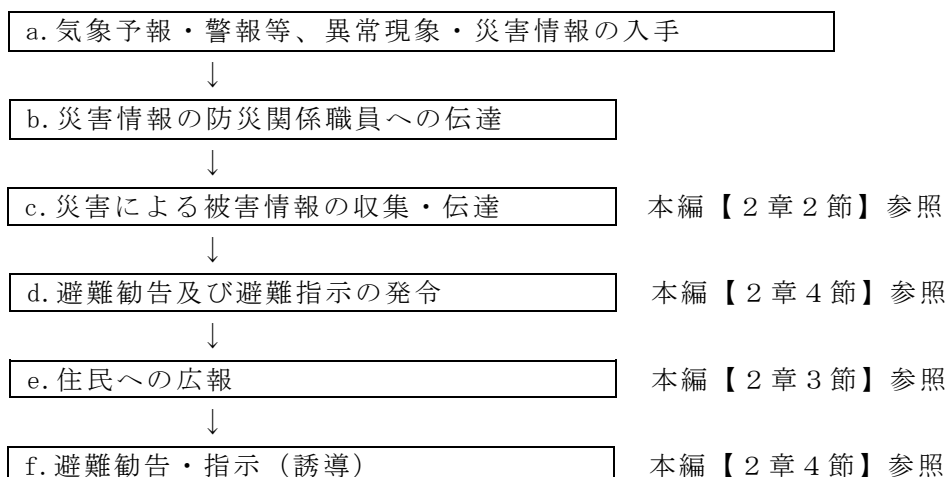
#### 【基本方針】

市域において災害の発生のおそれのある場合、気象業務法に基づいて発表される警報及び注意報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等の予警報について、市は関係機関、住民に迅速かつ確実に伝達するため、またこれらに資するために必要な観測記録を迅速確実に収集するため、情報収集や通報系統及び所管する機器の運用要領等を定めて、適切な応急対策の実施を図る。

#### 第1項 防災気象情報等の種類・基準

##### 1. 防災情報の基本的な流れ

各班は、各種情報の緊急性、重要性等を判断し必要な措置をとる。なお、本節では下記 b の「災害情報の防災関係職員への伝達」までの内容とし、c. 以下は別節で取り扱う。



## 2. 防災気象情報等の定義・種類

### (1) 気象業務法に基づく警報・注意報等の定義

福岡管区気象台より発表される警報・注意報・特別警報等の定義は以下のとおりである。

《気象警報・予報等の定義》	
区 分	定 義
警 報	県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表するものをいう。
注 意 報	県内のいずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表するものをいう。
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれがある場合において、福岡管区気象台が気象業務法などに基づき当該地方自治体にその旨を伝達するものをいう。
気象情報	気象官署が気象等の予報に係りのある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・速やかに発表するものをいい、福岡管区気象台は九州北部地方及び山口県を対象とする「九州北部地方気象情報」並びに福岡県を対象とする「福岡県気象情報」及び「福岡県記録的短時間大雨情報」を発表する。
福岡県記録的短時間大雨情報	大雨警報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨を(福岡県では1時間110mm以上※)観測または解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかけるものをいう。  ※この値については警報、注意報、特別警報の基準と同様、検討と見直しを行い、防災対策上、必要な場合は変更する。

### (2) 気象業務法に基づく警報・注意報の種類・発表基準

本市における風水害に関する警報及び注意報の種類並びに発表の基準は、次ページ表に示すとおりであるが、表中の基準は気象庁により検討・見直しが適宜行われることになっている。

### (3) 気象情報の役割

気象情報の役割は、次の3つの機能に大別される。

《気象情報の役割》

- a. 災害に結びつくような顕著な現象が予想されるものの、警報・注意報等の発令をいまだ行うに至らない場合等において予告的に発表する機能。
- b. 顕著な現象が切迫しているか、あるいは現に発生して警報や注意報などを行っている場合などにおいて警報・注意報を補完するための機能。
- c. 大雨警報を発表中に数年に一度しか起こらないような短時間豪雨を（県では1時間110mm以上※）観測または解析した場合において、さらに一層強い警戒を呼びかける目的としての「福岡県記録的短時間大雨情報」等の追加情報機能。

※なお、この値については警報、注意報の発令基準と同様に、検討または見直しを行い、防災対策上、必要な場合については変更することとなっている。

《行橋市における気象警報・注意報の種類及び発表基準》

警報・注意報発表基準一覧表

平成22年5月27日現在  
発表官署 福岡管区気象台

行橋市	府県予報区	福岡県		
	一次細分区域	北九州地方		
	市町村等をまとめた地域	京築		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1時間雨量60mm	
		土壌雨量指数基準	154	
	洪水	雨量基準	1時間雨量60mm	
		流域雨量指数基準	今川流域=20, 長峽川流域=17, 祓川流域=15	
		複合基準	-	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ20cm	
		山地	24時間降雪の深さ50cm	
波浪	有義波高	3.0m		
高潮	潮位	3.0m		
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量40mm	
		土壌雨量指数基準	107	
	洪水	雨量基準	1時間雨量40mm	
		流域雨量指数基準	今川流域=15, 長峽川流域=14, 祓川流域=12	
		複合基準	-	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	12m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ5cm
			山地	24時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.5m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
濃霧	視程	陸上	100m	
		海上	500m	
乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60%			
なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上			
低温	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想された場合 冬期: 沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下			
霜	11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜 最低気温3℃以下			
着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃、湿度90%以上			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm		

※出典：気象庁ホームページ、警報・注意報発表基準一覧表（福岡県）

《特別警報の種類及び発表基準》		
現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※出典：気象庁ホームページ，特別警報の発表基準

(4) 消防法に基づく気象情報

上記の気象情報の他に、火災に関連して福岡管区气象台から以下の警報等が発表されることとなっている。

1) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区气象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報しなければならない。これを受けた市長は、必要と認めた場合に火災警報を発表できる。

火災気象通報を行う場合の基準は、次のどちらかを満たす場合である。

《火災気象通報の基準》	
a.	実効湿度が60%以下かつ最小湿度が40%以下となり最大風速が7m/sを超える見込みのとき。
b.	平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。 (降雨、降雪中は通報しないこともある。)

2) 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

火災警報の発令は次のような場合、消防法に基づき市長が行う。

- ア. 知事から気象に関する通報を受け、火災の予防上必要と認めるとき
- イ. 気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき

(5) 注意報・警報の地域細分

気象情報に伴う災害の発生が予想される地域を技術的に特定することができ、防災上必要と考えられる場合には、市町村単位で注意報・警報が出されることとなっている。

(6) 異常現象等の通報（基本法第54条）

- 1) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長

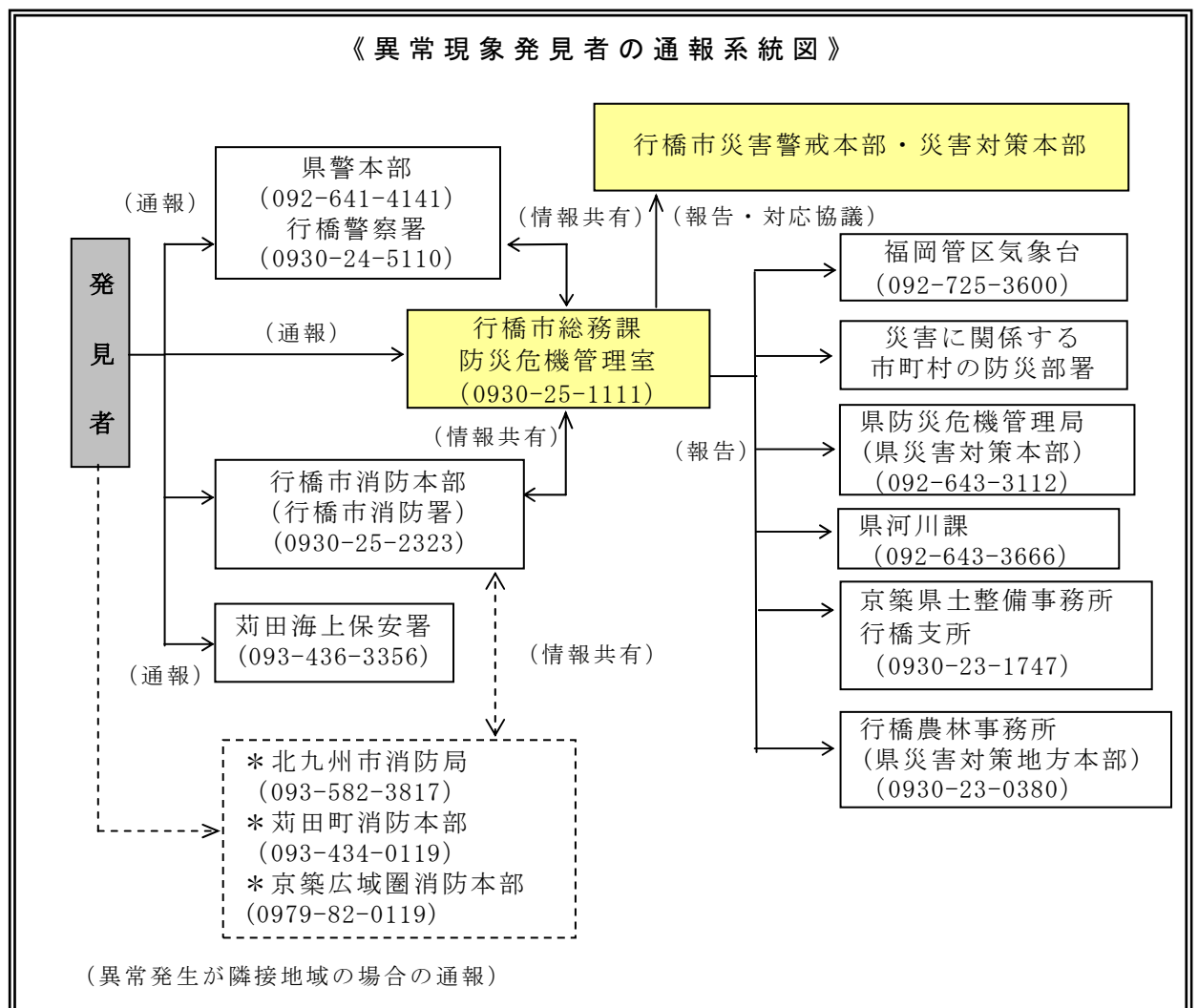
または警察官、もしくは海上保安官に通報しなければならない。

- 2) 異常な現象等の通報を受けた警察官または海上保安官は、速やかに市長に通報しなければならない。
- 3) 異常な現象の通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県(県防災危機管理局、京築県土整備事務所行橋支所、行橋農林事務所)その他関係機関に通報しなければならない。
- 4) 異常な現象とはおおむね次に掲げる自然現象をいう。

ア. 気象に関する事項：著しく異常な気象現象(大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等)

イ. 水象に関する事項：異常潮位、異常波浪、異常な河川増水、放置すると決壊のおそれのある堤防の水漏れ等

ウ. 地象に関する事項：地割れ、落石、地面からの異常な湧水等



## 第2項 防災気象情報等の伝達系統

### 1. 気象予報、警報等の伝達計画

#### (1) 気象予報・警報等の県からの伝達

知事は福岡管区気象台等が発表する災害に関する予報もしくは警報など、次の事項を県防災行政無線により市及び消防本部等の関係機関に伝達する。

##### 1) 下記の注意報・警報等の発表及び解除に関すること。

大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、暴風警報、波浪警報、大雨警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、大雪警報、火災気象通報、記録的短時間大雨情報

(注) このほか状況に応じて、強風注意報、乾燥注意報、大雪注意報、風雪注意報、雷注意報、波浪注意報、濃霧注意報、霜注意報、なだれ注意報、低温注意報、着氷・着雪注意報、大雨情報、台風情報及びテレメーターによって得た降雨状況等を通報する。

##### 2) 洪水予報（県指定河川）・水防警報の発表・解除等及び特別警戒水位（避難判断水位）到達情報の通知に関すること（県土整備事務所から水防管理者等へ）。

#### (2) 気象予報、警報等の伝達計画

市は県から伝達された気象予報や警報等の諸情報について、夜間・休日にあっても防災担当職員へ迅速・確実に伝達できる体制を確保する。

##### 1) 気象台が発表する気象予報、警報等は、県知事からの伝達系統に従い、県防災行政無線にて市（総務課防災危機管理室）及び消防本部等に伝達される。

##### 2) 気象予報、警報や異常現象の伝達を受けた職員は直ちに総務課防災危機管理室長及び総務課長に報告する。報告を受けた総務課防災危機管理室長及び総務課長は市長の指示を受けるとともに、災害対策本部を設置する場合はその指示等を各班に伝達する。

##### 3) 災害対策本部設置後は、伝達系統図に従い各班長は副班長を通して各班員に指示を行う。

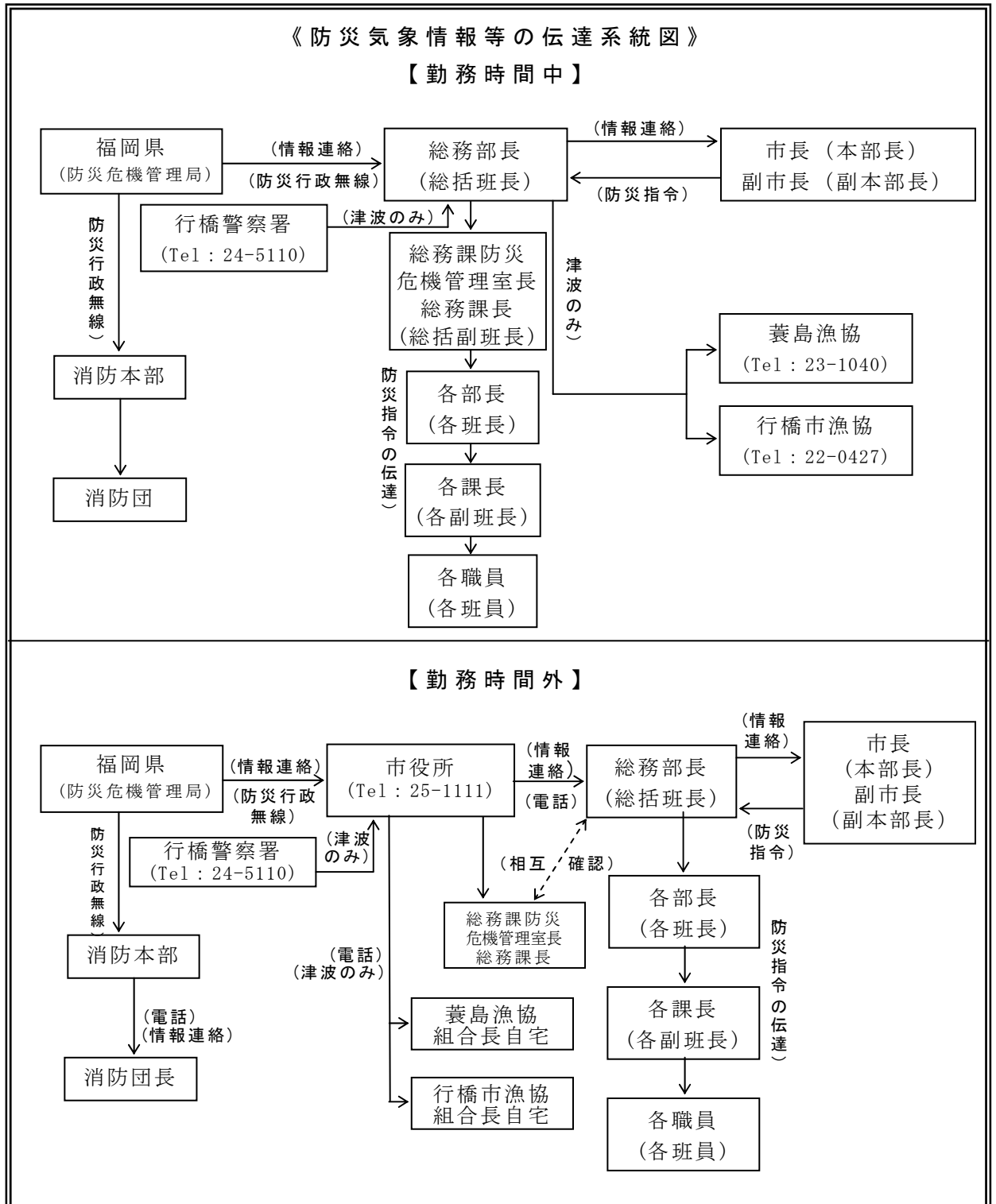
##### 4) 各班の班長や副班長が不在の場合は、それぞれ各班の次席者がその任務を代行する。

##### 5) 関係機関への連絡は、原則として電話等にて行うこととするが、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者（あるいは責任者の指定した者）とする。

##### 6) “総括班”（総括担当・広報担当）は、住民に広くかつ早急に伝達する必要がある場合には、防災行政無線または広報車等による広報を行う。時間的余裕のない場合は、臨機応変に対処し、経過を速やかに上司に報告する。

#### (3) 防災気象情報等の情報伝達系統

防災気象情報等の伝達系統については、次のとおりである。



(4) 情報伝達内容

市が行う情報伝達内容については、次のとおりとする。

- 1) 災害対策本部等の設置及び廃止に関すること
- 2) 被害状況に関すること
- 3) 関係機関へ連絡する必要があると認められる被害状況に関すること
- 4) その他防災上、必要と認められること

(5) 避難準備情報、避難勧告、指示等の基準

避難準備情報、避難勧告、指示等については、本編2章4節に準拠する。

## 2. 市から住民への周知方法

市は地域防災計画に基づき住民に対し、必要と認められる予報・警報だけでなく、予測される事態及びこれに対する取るべき措置の伝達周知を行う。

これらの一般的な周知方法は、次のとおりである。

### (1) 直接的な方法

- 1) 防災行政無線(同報系)による放送
- 2) 電話・口頭による戸別連絡
- 3) 広報車による広報
- 4) サイレン等による伝達
- 5) インターネット(ホームページ)や電子メール(携帯メール)による伝達
- 6) 関係機関が所有する防災ヘリコプター等の資機材を活用した広域的な伝達

### (2) 間接的な方法

- 1) 自主防災組織等を通じた連絡
- 2) 消防団等を通じた連絡

## 第3項 洪水、津波、高潮に関する予警報・水防警報

### 1. 洪水に関する予報・警報の種類と内容

洪水に関する予報・警報には、気象台が単独で行うものと気象台と河川管理者(国や県)が共同で行うものがあるが、本市に関係する予報・警報は以下のとおりである。

#### (1) 福岡管区気象台が行う水防活動用の予報・警報

気象等の状況により洪水、津波及び高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。知事は通知を受けた事項について水防管理者(市長)等へただちに通知する。

なお、水防活動に資するこれらの注意報・警報については大雨、洪水、津波及び高潮の各注意報・警報が相当する。

#### (2) 県が行う洪水予報の通知

上記(1)による洪水・津波・高潮に関する予報・警報を受けた県は、通信連絡システムにより各県土整備事務所・支所、その他の出先機関及びその他の水防関係機関に通知し、各県土整備事務所・支所は関係水防管理者(市長)に通知することとなっている。

#### (3) 福岡管区気象台・県が共同して行う洪水予報

水防法第11条及び気象業務法第14条の規定による洪水予報及び警報については、その情報を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に広く周知することとなっている。また、県が周知対象とする河川については、国土交通大臣が洪水予報を行う指定河川以外でかつ知事が指定した河川であるが、本市には洪水予報対象の指定河川はない。

#### (4) 水防警報

水防警報とは、水防法第16条第1項の規定に基づき、国土交通大臣または知事が指定した河川、湖沼または海岸について、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表のことで



ある。知事が水防警報を行った場合には、その事項を関係水防管理者(市長)に通知することとなっている。

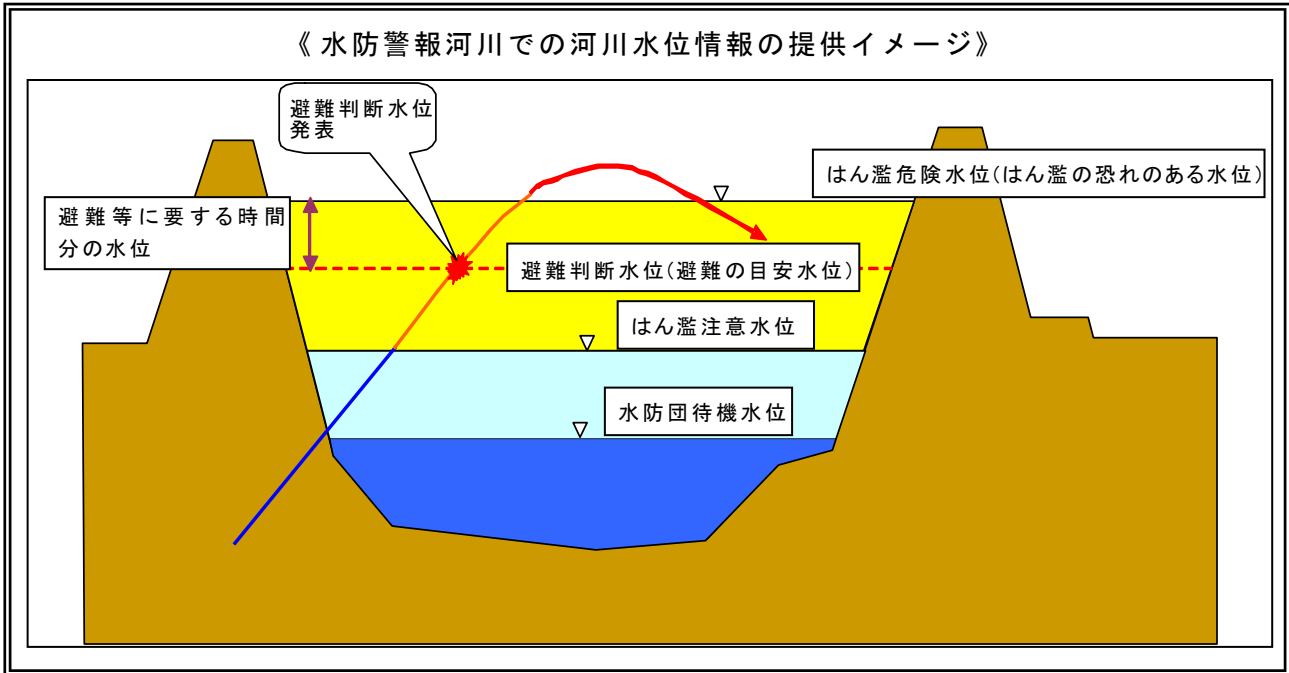
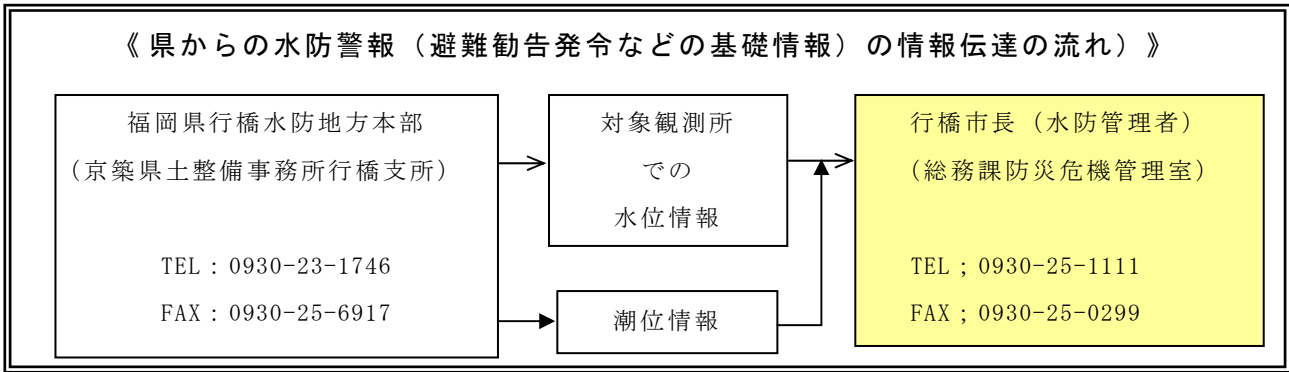
県では「豊前豊後沿岸」として本市を含む海岸域を警報発令の対象としている。県水防計画書に定められる水防警報の種類、内容並びに発表基準については、次のとおりであり、本市における水防関係の指定河川は「水防警報河川」として今川・小波瀬川・長峽川・祓川の4河川が指定されているため、対象河川への警報伝達の状況について十分注意しておく必要がある。

《水防警報の種類、内容並びに発表基準（河川）》		
種類	内 容	発 表 基 準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動機関が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、または、水位、流量、その他の河川状況により、はん濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩、亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	はん濫警戒情報等により、または、既にはん濫注意水位を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※引用：平成24年度福岡県水防計画書

《水防警報の種類、内容並びに発表基準（海岸）》				
海岸名	第一段階 待機	第二段階 準備	第三段階 出動	第四段階 解除
豊前豊後 沿岸	台風情報により、台風接近が確実になったとき。	台風が接近し、高潮のおそれがあると思われるとき。	高潮水位に達し、なお潮位の上昇及び波浪が激しくなると思われるとき。	高潮水位を下り再び潮位の上昇及び波浪が激しくなる見込みがなくなったとき。

※引用：平成24年度福岡県水防計画書より、行橋市に係る部分を抜粋



## 2. 水位情報周知河川における情報の種類とその内容

### (1) 特別警戒水位（避難判断水位）到達情報

水防法第13条第1項または第2項の規定により、国土交通大臣または知事が指定した河川(水位周知河川)については、特別警戒水位(避難判断水位)を設定し、河川の水位がその水位に達した場合、関係機関等への通知等を行うことが定められている。

本市には大臣管理の河川は無いことから、県による水位情報周知河川に指定されている今川・小波瀬川・長峡川・祓川の4河川に関して、洪水に関する情報としては「避難判断水位」が県より伝達されてくることとなる。この避難判断水位とは、河川のはん濫による洪水の発生を特に警戒すべき水位のことで、本部長（市長）が市民に対し避難勧告を判断する際の目安の一つとなるものである。

県は水位情報周知河川として指定する河川の水位が避難判断水位に達したときは、関係水防管理者及び報道機関へ通知することとなっている。また、通知を受けた市は住民への周知に努めるとともに、避難情報の発令について、他の気象情報も考慮しながら総合的に検討を行うこととする。

#### 1) 水防警報河川

知事が発する河川の水防警報に係る情報伝達系統や河川水位情報提供と住民の避難行動に関する対応イメージについては、次のとおりである。

市は水防警報に関する情報が知事より通知された場合には、対象地区に対し、迅速な避難誘導や水防活動に関する応急対策活動の準備をただちに開始する。

## 2) 水位情報周知河川

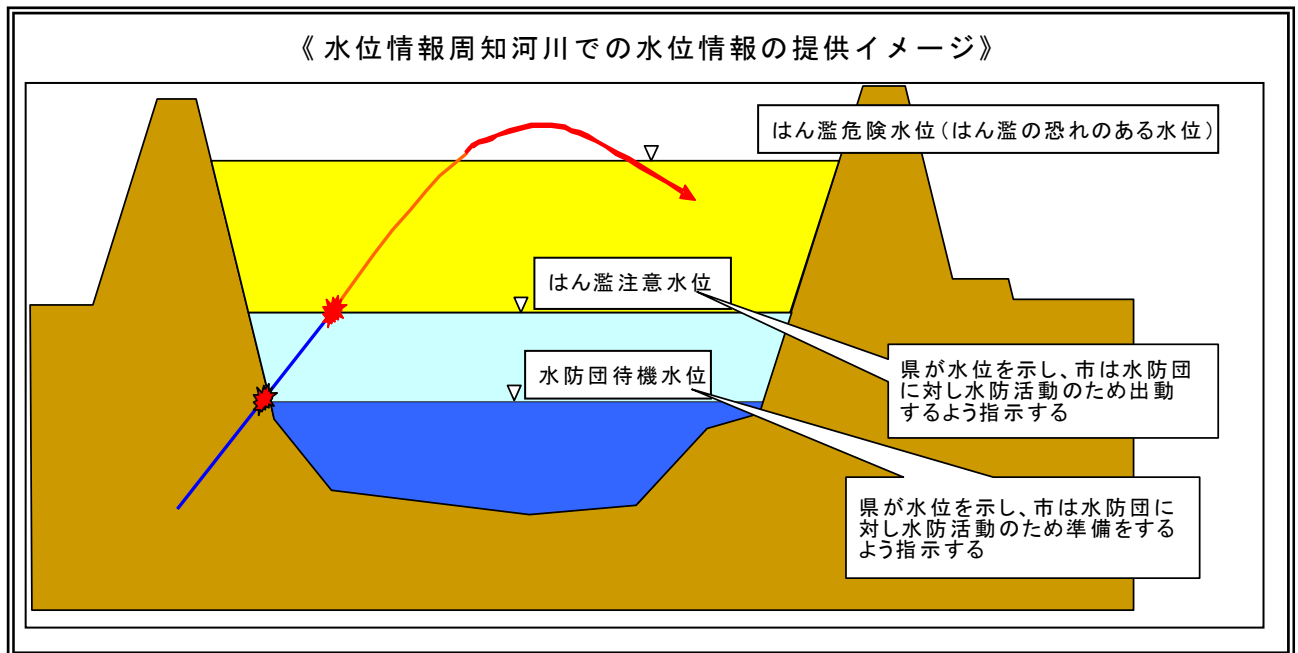
県は避難等の参考となる避難判断水位を定め、洪水により河川水位がこれに到達したときには市長（水防管理者）に通知し、あわせて報道機関を通じ住民に広く周知する。また、県では次の手段でも河川水位状況の公表を実施している。

### 《携帯端末やインターネットを用いた県による水位情報の周知方法》

(携帯電話用アドレス) : <http://www.mobile-doboku.pref.fukuoka.lg.jp/>

(インターネット用アドレス) : <http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai/>

### 《水位情報周知河川での水位情報の提供イメージ》



## (2) 基準水位

本市及びその周辺における水位情報周知河川は、今川・小波瀬川・長峡川・祓川の4河川で、それぞれ次表に示す基準水位が設定されている。

**《行橋市及びその周辺の水位観測所》**

河川名	観測所名	観測所の位置	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
今川	豊国橋	行橋市中央	2.65m	2.80m	2.90m	2.95m
	高崎	みやこ町高崎	2.50m	2.65m	2.85m	2.95m
	犀川	みやこ町犀川八ツ溝	1.95m	2.00m	2.05m	等におい
小波瀬川	木の元橋	苅田町上片島	3.15m	3.40m	3.50m	3.60m
長峡川	長音寺橋	行橋市上津熊	1.75m	2.05m	2.40m	2.80m
	上稗田橋	行橋市上稗田	1.70m	1.95m	2.05m	2.40m
祓川	中須橋	行橋市今井	2.15m	2.70m	2.90m	3.25m
	辻垣橋	行橋市辻垣	1.40m	1.95m	2.15m	2.50m
	犬丸渡橋	みやこ町犀川	2.05m	2.50m	2.65m	3.00m

※中須橋以外はテレメーター方式

**《水位情報周知河川における基準水位》**

水位情報	内容
水防団待機水位	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。
はん濫注意水位	水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位。
避難判断水位	避難判断の参考の一つとなる水位。
はん濫危険水位	はん濫の起こるおそれのある水位。

(3) 浸水想定区域

県は水防法第14条に基づき、市内の主要河川について洪水浸水想定区域図を策定し、告示している。これらの洪水浸水想定区域は洪水防御に関する計画基本降雨のうち、おおむね30年に1回程度起こる大雨により各河川が氾濫した場合に想定される浸水状況をシミュレーションから求めたものである。今川・小波瀬川・長峡川・祓川の4河川に関する洪水浸水想定区域が公表されている。

**《行橋市域の洪水浸水想定区域の告示状況》**

対象河川	指定年月日	告示番号	根拠法令	計画降雨量	基準地点	大雨の発生確率
祓川水系祓川	平成19年10月1日	第1806号	水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項	321mm/日	木井地点上流	50年に1回程度
長峡川水系長峡川		第1807号		36.9mm/時間	亀川橋	30年に1回程度
長峡川水系小波瀬川				日総雨量：315mm/日 ピーク時時間雨量：57.3mm/時間	添田観測所	75年に1回程度
今川水系今川	平成20年8月29日	第1417号				

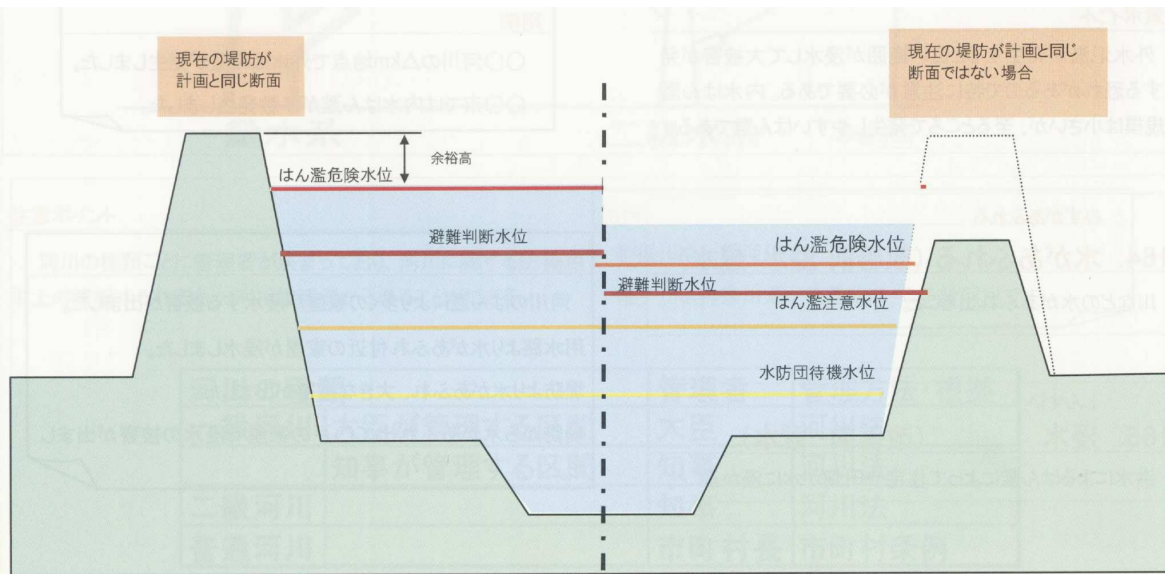
(4) 水位情報の伝達【資料編\*Ⅱ.3.16】

避難判断水位等の情報伝達は、基本的には本節第2項の伝達系統に準ずるほか、「避難判断水位到達情報」の伝達が定められている、浸水想定区域内の高齢者や障がい者等の避難行動要支援者施設に対する情報伝達は、別冊資料Ⅱ.3.16 に示す方法等に倣い行うことにより、情報伝達の確実を期する。なお、水位情報等に基づく避難行動要支援者の避難は、本編第2章第4節「避難計画」に準拠する。

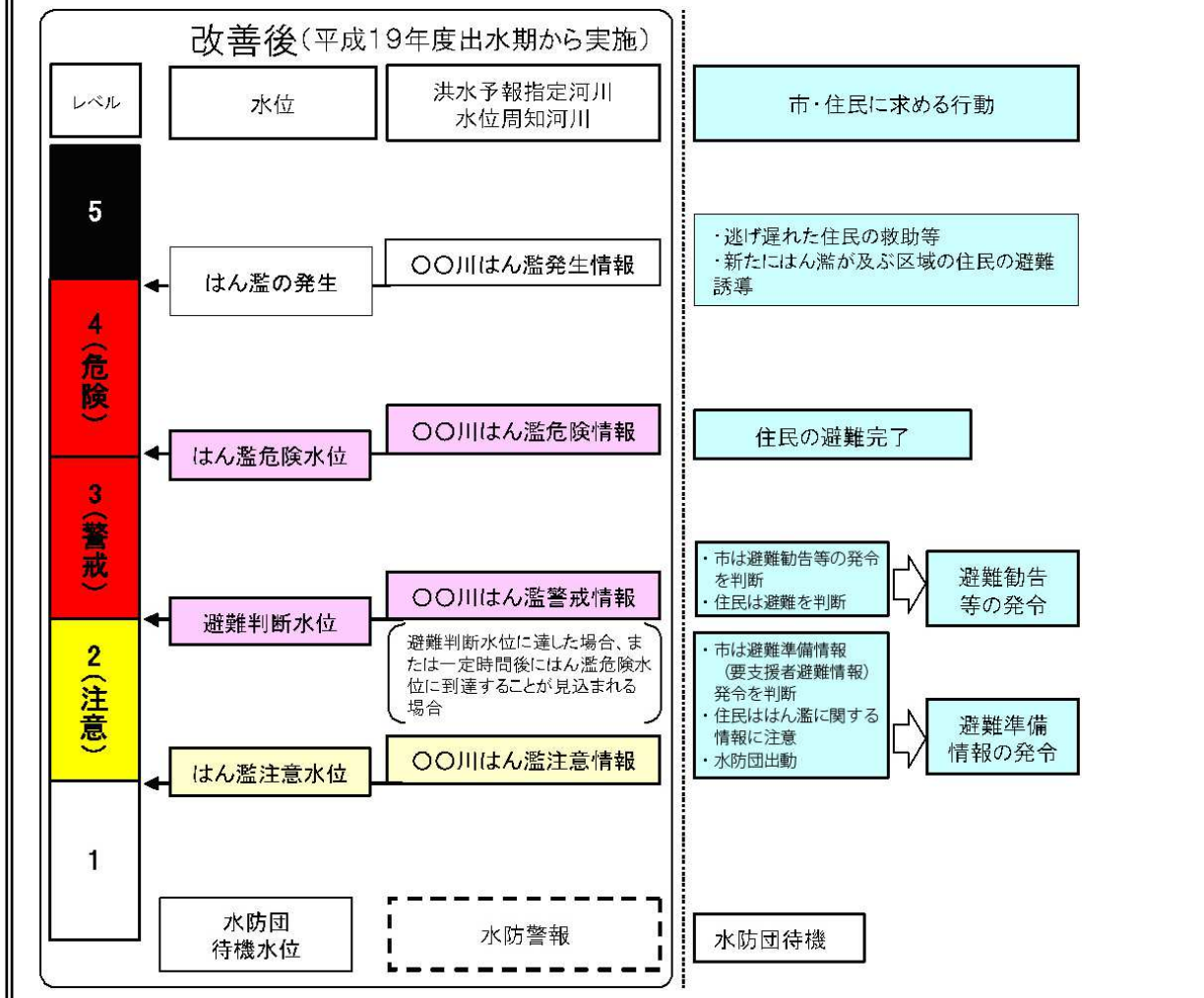
---

\*資料Ⅱ.3.16 「災害危険箇所内の避難行動要支援者施設及び情報伝達方法」

《水位情報周知河川における基準水位と防災対応模式図》



【参考：「洪水予報指定河川」が指定されている場合におけるレベル毎の情報提供の種類と住民の避難行動の対比イメージ】



### 3. 高潮の警報・注意報の情報

気象庁は京築地域の市町村等を対象として豊前豊後沿岸海岸地域として高潮警報・注意報の基準を次のように示している。

市長（水防管理者）は県から非常配備体制が指令されたときは、災害警戒本部または災害対策本部の設置について速やかに検討し、高潮や津波による浸水までの時間的な余裕を考慮しつつ、巡視員の安全確保を第一義としたうえで海岸等への監視や警戒を密に行う。また、監視及び警戒は既往の被災履歴がある箇所やその他重要箇所等をあらかじめ要監視地点（区間）として定めておき、これらの地点を中心に行う。

《高潮の警報・注意報の発令基準》		
対象地域	高潮警報の発令基準潮位	高潮注意報の発令基準潮位
豊前豊後沿岸海岸地域	3.0 m	2.5 m

## 第4項 土砂災害に関する警戒情報

### 1. 土砂災害警戒情報の内容

福岡県と気象庁は、気象業務法第11条の規定に基づく大雨警報の解説と、災害対策基本法第40条・第55条に基づく地域防災活動に即した市町村への通知を統合した土砂災害警戒情報を関係機関へ通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することとなっている。

この土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適切に行えるように支援すること、また住民が自主避難の判断等に役立てることを目的としたものである。

### 2. 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害に対する避難準備情報、避難勧告・避難指示の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にする。しかしながら、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、その利用にあたっては次の点に留意しておくこととする。

《土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点》

- a. 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映して危険度を判断したものではない。
- b. 個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。
- c. 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊である。
- d. 技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とはしていない。

3. 土砂災害警戒情報の発表・解除基準及びその情報内容 【資料編\*Ⅲ.2.1】

(1) 発表・解除の基準

《土砂災害警戒情報の発表及び解除基準》	
区 分	基 準 の 概 要
発表基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したとき。</li> <li>○警報の切り替え等各種情報を勘案して、より嚴重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合。</li> <li>○土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合。</li> </ul>
解除基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雨量等に基づく監視値がその基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるとき。</li> </ul> <p>(ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、福岡県県土整備部と福岡管区气象台が協議して決定)。</p>

(2) 土砂災害警戒情報の発表方法

土砂災害警戒情報は、県砂防課と福岡管区气象台による共同発表という形で、本市には県防災危機管理局経由で伝達されることとなっている。その系統は本節第2項に示すとおりである。また、発表文の内容は次のとおりである。

\*資料Ⅲ.2.1「福岡県における土砂災害監視基準」



《県と福岡管区気象台による土砂災害警戒情報の発表文例》

<p>最初に作成する情報</p>	<p>【警戒対象地域】 ○○市、△△町、××村 今後2時間以内に、大雨による土砂災害の危険度が非常に高くなる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では嚴重に警戒してください。警戒対象市町村での今後3時間以内の雨量は多いところで60ミリです。</p>
<p>警戒対象市町村が拡大する場合の情報 《対象地域拡大》</p>	<p>【警戒対象地域】 ○○市、△△町、××村 《対象地域拡大》 降り続く大雨のため、今後2時間以内に土砂災害の危険度の非常に高い地域が△△町に広がる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では嚴重に警戒して下さい。警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は多いところで60ミリです。</p>
<p>土砂災害の危険度が極めて高い状態の場合の情報 《極めて高い危険度》</p>	<p>【警戒対象地域】 ○○市、△△町、××村 《極めて高い危険度》 降り続く大雨のため、○○市では、過去数年間で最も土砂災害の危険度が高まっています。この他、△△町でも、大雨による土砂災害の危険度が非常に高くなっています。土砂災害危険箇所及びその周辺では嚴重に警戒して下さい。 警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は多いところで60ミリです。</p>
<p>大雨の峠は越えたが、先行降雨により地盤が緩んでおり、土砂災害の危険度の高い状態が持続する場合の情報 《危険度継続中》</p>	<p>【警戒対象地域】 ○○市、△△町、××村 《危険度継続中》 大雨に峠は越えましたが、これまでの総雨量は多いところで300ミリに達しており、土砂災害の危険度の非常に高い状態が続いています。土砂災害危険箇所及びその周辺では嚴重に警戒して下さい。警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は多いところで100ミリです。</p>
<p>一部の市町村を解除する情報 《一部警戒解除》</p>	<p>【警戒対象地域】 ○○市、△△町、××村 【警戒解除地域】 □□市、▽▽町 《一部警戒解除》 ○○市、△△町では、大雨のため引き続き土砂災害の危険度が非常に高くなっています。土砂災害危険箇所及びその周辺では嚴重に警戒して下さい。警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は多いところで60ミリです。</p>
<p>解除に相当する情報 《全警戒解除》</p>	<p>【警戒対象地域】 ○○市、△△町、××村 《全警戒解除》 大雨が弱まり、多発的な土砂災害が発生するおそれは少なくなりました。</p>

出典：福岡管区気象台ホームページ

#### 4. 地すべりの場合の警戒避難体制

上記の土砂災害警戒情報は、主としてがけ崩れや土石流を想定したものであり、地すべりに関しては別の情報が必要になることが多い。一般に、地割れ等の地すべり現象が表れた場合、地すべりの挙動を監視するため、現地に国や県等の協力を得ながら地盤伸縮計等を設置し、その観測結果に基づいて警戒避難体制を構築することが多い。

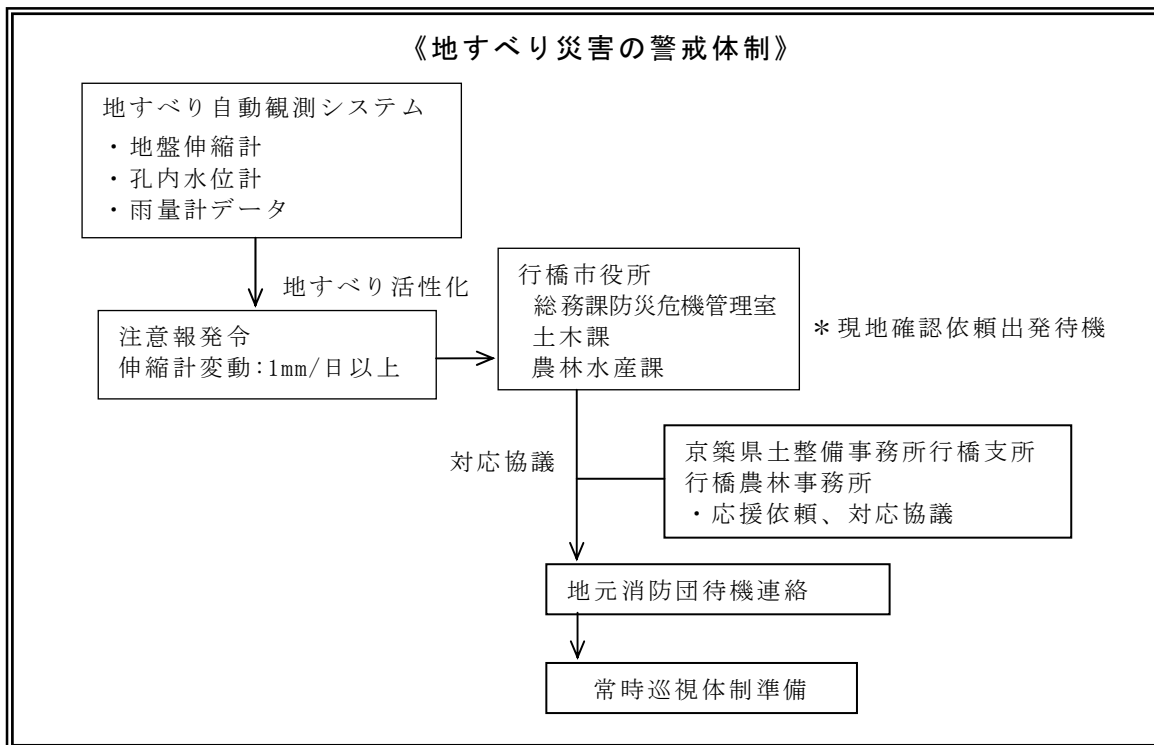
なお、地盤伸縮計による観測値から警戒避難の判断を行う場合の目安としては、以下に示すような基準値が提案されており、本市においてもこれを参考に運用を行うこととする。

##### (1) 警戒・避難体制の目安

警戒体制の基準	要注意	警戒	避難
伸縮計等による基準値	1日1mm以上	1日10mm以上	時間2mm以上を2時間継続または1時間4mm以上
前兆現象	地表の凹凸・家の建て付けの異常等		小崩壊等

※出典：地すべり警戒・避難システム（案）（財）砂防・地すべりセンター

##### (2) 警戒避難体制



## 5. 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害に関する情報伝達は基本的に本節第2項の伝達系統図に準ずるほか、土砂災害危険箇所内の高齢者や障がい者等の要配慮者関連施設に対しては避難の遅れによる被災を無くすため、特に情報伝達を早期かつ確実に行うものとする。

なお、土砂災害情報等に基づく避難行動要支援者の避難については本編第2章第4節「避難計画」に準拠する。